

# 第14回 足立区農業委員会会議議事録

- 1 日 時 平成30年9月12日(水)午前10時
- 2 場 所 足立区役所 中央館8階 災害対策本部室
- 3 出席の委員 1 荒堀安行 2 宇佐美一彦 3 内田宏之 4 鹿濱徳雄  
5 田中太郎吉 6 馬場博文 7 横山恭臣 8 齋藤悦康  
9 寶谷 実 10 吉田 勉 11 星野信雄
- 4 欠席の委員 な し
- 5 出席の職員 事務長 望月義実 事務主査 篠崎 努  
主 事 江橋享佑 主 事 築出大典
- 6 議事日程
- 日程第1 議事録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第22号 相続税納税猶予に係る特例農地等における3年毎の農業経営継続証明の発行について  
議案第23号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明書の発行について
- 日程第3 報告事項 (1) 農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利取得届の受理通知書発行に関する報告について  
(2) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地の転用届の受理通知書発行に関する報告について  
(3) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地の転用届の受理通知書発行に関する報告について
- 日程第4 協議事項 (1) 平成30年度足立区農業委員会委員行政視察の実施について  
(2) 農業委員会会議議事録への発言者氏名の記載と公開について

## 7 議事

- 荒堀会長 只今から、第14回足立区農業委員会会議を開会いたします。  
はじめに、日程第1、『議事録署名委員の指名について』です。  
私の方から、議席順に指名いたします。吉田委員、星野委員の両名  
をお願いいたします。
- 荒堀会長 次に、日程第2、議案第22号、『相続税納税猶予に係る特例農地  
等における3年毎の農業経営継続証明の発行について』です。  
本件について、事務局から説明願います。  
(議案第22号の2件について、主事が農業相続人、特例適用農  
地、相続開始年月日、現地確認日について説明。)
- 荒堀会長 それではまず、私から報告いたします。  
8月22日に私と事務局2名とで現地調査を行いました。(作付状況  
を説明。)きちんと耕作がなされており、証明書の発行にはなんら問題  
ないと考えますので、皆様のご審議をお願いしたいと思います。  
只今の説明について、ご質問があればお受けいたします。
- 齋藤委員 農業相続人は、農作物の一部を区外へ出荷しているとのこと  
ですが、区内へ供給していないのはなぜですか。
- 荒堀会長 種の入手経路が異なるためです。そのため、区内の他の圃場で作付  
されているものとは種類も微妙に違っているようです。数年前から作  
付を始めて以来、徐々に規模を拡大しているとのことです。
- 荒堀会長 それでは、只今の説明のとおり、農業経営継続証明を発行すること  
といたします。  
(了承)
- 荒堀会長 続いて、内田委員から報告をお願いいたします。
- 内田委員 9月7日に私と事務局2名とで現地調査を行いました。(作付状況を  
説明。)圃場はおおむね適正に肥培管理されていました。一部手が入っ  
ていない様子が見受けられる圃場がありましたが、新たに作付を行う  
準備をしているとのことであり、今後の肥培管理の改善が見込まれる  
ため、証明書の発行には問題ないと考えますので、ご審議のほどお願  
いいたします。
- 荒堀会長 只今の報告について、ご質問はありますか。

吉田委員 番号3の圃場は、接道要件は満たしているのですか。

内田委員 通路の部分が道に面しており、接道要件は満たされています。ただし、生産緑地の看板がやや見えづらい位置にあるため、移設する予定とのこと  
です。

荒堀会長 農業相続人の子は、農業専従ですか。

内田委員 (農業相続人の子の農業従事状況について回答。)

荒堀会長 それでは、只今の説明のとおり、農業経営継続証明を発行すること  
といたします。

( 了 承 )

荒堀会長 次に、議案第23号、『生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明  
書の発行について』です。

本件について、事務局から説明願います。

(議案第23号の1件について、主事が申出者、申出事由の生じた者、  
申出事由が生じた日、対象となる生産緑地、現地確認日について説明。)

荒堀会長 それでは、齋藤委員から報告をお願いいたします。

齋藤委員 8月28日に私と事務局2名とで現地調査を行いました。(作付状況  
を説明。)農業委員会として農業経営の継続を働きかけましたが、申出  
者は農業の経験がなく、また加齢に伴う体調不良により、主たる従事  
者が死亡したことによって今後の農業経営は困難とのこと。証明  
書の発行もやむを得ないと考えます。

荒堀会長 只今の説明について、ご質問はありますか。

( な し )

荒堀会長 それでは、只今の説明のとおり、証明書を発行することといたします。  
( 了 承 )

荒堀会長 次に、日程第3、報告事項の1、『農地法第3条の3第1項の規定  
による農地の権利取得届の受理通知書発行に関する報告について』で  
す。

本件について、事務局から報告願います。

(主事が議案書に従い、事務長専決事項「農地法第3条の3第1項の  
規定による農地の権利取得届の受理通知書発行」について、権利を取得  
した者、土地の所在等、届出年月日を報告。)

荒堀会長 只今の報告について、ご質問はありますか。

荒堀会長 農地法第3条の3第1項の規定について、事務局から、より具体的に

説明願えますか。

- 主 事 (農地法第3条の3第1項の規定及び本件の趣旨について説明。)
- 荒堀会長 それでは、報告のとおり、ご了承願います。  
(了 承)
- 荒堀会長 次に、報告事項の2、『農地法第4条第1項第7号の規定による農地の転用届の受理通知書発行に関する報告について』です。  
本件について、事務局から報告願います。  
(主事が議案書に従い、事務長専決事項「農地法第4条第1項第7号の規定による農地の転用届の受理通知書発行」について、土地の表示、賃貸借の有無、届出者、施設の概要、届出月日を報告。)
- 荒堀会長 只今の報告について、ご質問はありますか。  
(なし)
- 荒堀会長 それでは、報告のとおり、ご了承願います。  
(了 承)
- 荒堀会長 次に、報告事項の3、『農地法第5条第1項第6号の規定による農地の転用届の受理通知書発行に関する報告について』です。  
本件について、事務局から報告願います。  
(主事が議案書に従い、事務長専決事項「農地法第5条第1項第6号の規定による農地の転用届の受理通知書発行」について、土地の表示、賃貸借の有無、譲受人、譲渡人、施設の概要、届出月日を報告。)
- 荒堀会長 只今の報告について、ご質問はありますか。  
(なし)
- 荒堀会長 それでは、報告のとおり、ご了承願います。  
(了 承)
- 荒堀会長 次に、日程第4、協議事項の1、『平成30年度足立区農業委員会委員行政視察の実施について』です。  
本件について、事務局から説明願います。  
(事務主査が別紙1により、「平成30年度足立区農業委員会委員行政視察の実施について」を説明。)
- 荒堀会長 只今の報告について、ご質問はありますか。  
(なし)
- 荒堀会長 それでは、説明のとおり、実施いたします。

( 了 承 )

荒堀会長 次に、協議事項の2、『農業委員会会議議事録への発言者氏名の記載と公開について』です。

本件について、事務局から説明願います。

(事務局主査が別紙2により、「農業委員会会議議事録への発言者氏名の記載と公開について」を説明。)

荒堀会長 只今の説明について、ご質問はありますか。

荒堀会長 今後は、すべての質問や発言について氏名を記載するということですか。

事務局主査 (議事録への発言者氏名の記載における要件及び今後の議事録公開までの手順について説明。)

荒堀会長 議事録の公開は、会議後何日以内に行われているのですか。

事務局主査 (会議後議事録公開までに要する一般的な日数を回答。)

荒堀会長 只今の説明のとおり、発言者の氏名は議事録へ記載し、公開することと、決定いたします。

( 了 承 )

荒堀会長 他に、何かありますか。

(事務局主査が 活動報告と今後の予定について 「千住ネギ」の生育状況及び定植授業の日程について 農業委員会だより(第42号)及び特定生産緑地制度説明会Q&Aの配布について 平成30年度農地利用状況調査の実施対象地について 平成30年度「農業功労者表彰」候補者の推薦について 都市農業公園「秋の収穫祭」出展事業の実施について 農業委員会活動推進フォーラムの開催について 「特定生産緑地制度」及び「都市農地賃貸円滑化法」における今後の計画と対応について、を説明。)

荒堀会長 他に、何かありますか。

内田委員 昨今の自然災害を受け、生産緑地には防災用井戸が必要と感じています。区内全域で見ると、防災用井戸はおおむね半径1.5kmから2kmに1基という状況です。また、現在設置されている防災用井戸のほとんどが飲料水用であり、生活用水まで考慮すると災害時には水不足になることが必至です。農地は防災上必要であるという観点か

ら、区が主導して平常時にも利用できるような防災用井戸を生産緑地に設置していくことは可能ですか。

荒堀会長            そもそも、生産緑地に防災用井戸の設置が可能であるか、日々の管理を誰が担うのか、といった課題があります。

鹿濱委員            補助金を活用して生産緑地に農業用を兼ねた形式の防災用井戸を設置した事例がありますが、やはり農地所有者が管理する必要があるようです。

事務主査            農地所有者が自己で所有している生産緑地に井戸を設置する場合、補助金といった形での対応は可能と考えられますが、区が主導となって生産緑地に井戸を設置することの可否については、災害対策の観点も踏まえたうえで今後確認していきたいと考えています。

荒堀会長            以上をもちまして、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。  
これをもちまして、第14回足立区農業委員会会議を閉会いたします。  
ありがとうございました。